

## ◆ 国土強靱化の取組み

平成 25 年 12 月	大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守るために強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する「国土強靱化基本法」を公布・施行。
平成 26 年 6 月	「国土強靱化基本計画」が閣議決定。
平成 28 年 3 月	大阪府が「大阪府強靱化地域計画」を策定。
平成 30 年 12 月	国は、各種大規模災害の教訓等を踏まえて、「国土強靱化基本計画」を改訂、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定。
令和 2 年 3 月	大阪府は、国の改訂や近年の災害教訓等を踏まえて、「大阪府強靱化地域計画」を改訂。
令和 3 年 3 月	高石市は、国や大阪府の改訂、過去の災害による教訓を踏まえて、市域の強靱化に資する施策を総合的に網羅した「高石市国土強靱化地域計画」を策定。

## ◆ 基本的な考え方

### 【市が取り組む意義】

これまで市では、大規模自然災害に備え、ハード・ソフト両面にわたり様々な防災対策の充実・強化に取り組んできた。さらに本計画を策定することで、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられる「強靱な」地域社会、地域経済を事前に作り上げ、さらなる安全・安心なまちづくりを進めることとなった。

### 【計画の位置づけと対象とする災害】

本計画は、「国土強靱化基本法」第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国基本計画及び府地域計画との調和を保ちつつ、市の総合的な指針となる「第5次高石市総合計画」とも整合を図り、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とする。

高石市地域防災計画に想定される災害のうち、地震、津波、風水害（台風、暴風、竜巻、豪雨、洪水による被害を含む）、高潮による自然災害を対象とする。

### 【計画の基本目標】

本計画の基本目標は、国基本計画及び府地域計画を踏まえ、次のように定める。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
- IV 迅速な復旧復興を図ること

### 【事前に備えるべき目標】

大規模自然災害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」は、国基本計画及び府地域計画を踏まえ、次のように設定する。

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## ◆ 強靱化に関する脆弱性の評価と取組みの推進

### 【脆弱性評価と具体的な取組み】

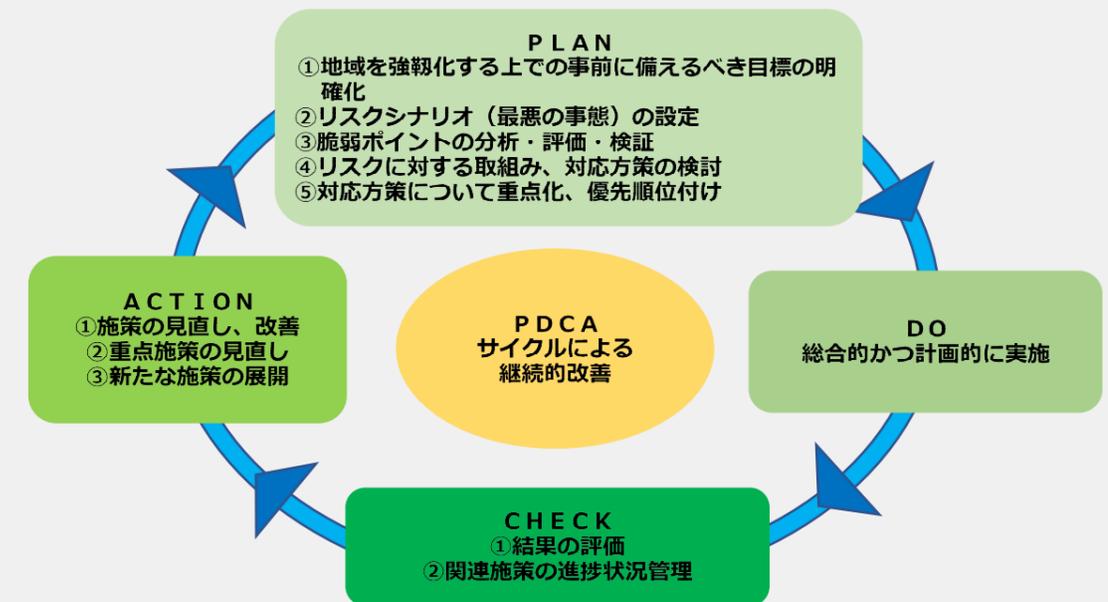
基本目標と本市の地域特性などを踏まえ、国基本計画及び府地域計画を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。大規模自然災害に対する脆弱性評価を行うにあたり、10の個別施策分野と3の横断的施策分野を設定した。

個別施策分野	① 行政機能／消防／防災教育等 ② 住宅・都市 ③ 保健・医療・福祉 ④ エネルギー・環境 ⑤ 金融 ⑥ 情報通信 ⑦ 産業構造 ⑧ 交通・物流 ⑨ 農業・漁業等 ⑩ 国土保全・土地利用
横断的施策分野	(A) リスクコミュニケーション (B) 人材育成 (C) 官民連携

この脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策を抽出し、具体的な取組みを整理した。

### 【施策の推進とPDCAサイクル】

- 本計画の推進に当たっては、庁内の横断的な体制のもと、府をはじめ、国の関係組織、近隣市町等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていく。
- 施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進していくとともに、新たな施策展開を図っていく。
- 本市の国土強靱化に向けては、国基本計画及び府地域計画と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施する。



### 【計画期間】

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とする。

# ■ 高石市国土強靱化地域計画の概要

令和2年度

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		具体的な取組みの概要
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	建築物等の耐震化や安全対策の促進、市有建築物等の長寿命化対策の推進、市が管理する橋梁及び横断歩道橋等の耐震化対策の推進、密集市街地の整備促進、空き家対策の推進、避難体制の確立・推進
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	密集市街地等の不燃化、市街地の面的整備、消防力の充実、火災予防対策の推進、避難体制の確立、避難行動要支援者支援体制の整備
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	津波防御施設等の整備の推進、浸水防止対策の推進、避難体制の確立、浸水想定区域における避難の確保、医療施設や社会福祉施設等における避難体制の確立、情報提供体制の整備
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害	水防体制の充実、浸水想定区域における避難の確保、情報提供体制の整備、防災行動力の向上、避難体制の確立、避難行動要支援者支援体制の整備
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	備蓄・供給体制の整備、医薬品等の確保体制の整備、非常用電源設備等の確保、住民における備蓄の促進、物資等の確保体制の構築、物資輸送ルート確保、緊急交通路の整備、ライフライン確保体制の整備、上下水道事業継続への体制整備
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防・水防の活動体制の確保、防災中枢施設等の整備、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備、支援部隊の後方支援活動拠点の整備、地域防災力の強化
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	企業等における防災計画等策定の促進、事業者による自主防災体制の整備、帰宅困難者対策の普及・啓発
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	災害時医療体制の整備、受援体制の強化、救助・救急体制の充実、円滑な輸送路の確保
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	食品衛生管理の強化、感染症対策の充実、下水道機能の確保、防疫・衛生用資材の確保、災害廃棄物処理・管理体制の整備
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所受入れ体制の確立、介護職員等の派遣・受入れ体制の整備、避難者の健康管理や生活環境の整備、こころのケア体制の確立、家庭動物保護体制の整備、外国人に対する支援体制の整備
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による治安の悪化、社会の混乱	地域の安全確保、防犯体制の強化
		3-2	市職員・施設等の被災による市庁機能の機能不全	防災行政無線の機能維持、防災拠点の整備・充実、市職員の災害対応力の向上、情報収集・伝達体制の確立、相互応援体制の強化
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	防災行政無線の機能維持、非常用電源の確保、情報収集体制の強化
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	防災行政無線の機能維持、情報伝達体制の強化
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	災害広報体制の整備、情報提供体制の整備
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	事業者による自主防災体制の整備、複数の道路・航路などの交通・物流ネットワーク確保
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響	エネルギー供給源の多様化、エネルギー供給事業者による防災体制の整備
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	事業者による事前対策の促進
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	複数の輸送ルートの確保、道路の安全確保
		5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	市が管理する橋梁及び横断歩道橋等の耐震化の推進、道路の安全確保、踏切の除却
		5-6	食料等の安定供給の停滞	食料品等の安定供給のための協定締結の推進
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	事業者による防災体制の整備、エネルギー供給源の多様化
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	水道の災害対応力の強化、水道事業者間の連携強化
		6-3	下水道施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の耐震化の推進、下水道機能の確保、災害廃棄物管理体制の整備
		6-4	基幹的交通から地域交通網に関する交通インフラの長期間にわたる機能停止	道路施設の耐震化の推進、無電柱化の推進、交通確保体制の整備、道路・航路の安全確保
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	防災インフラとなる都市基盤施設の防災機能の強化
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	消防力の充実、火災予防対策の推進、避難体制の確立
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	石油コンビナートの耐震化等の防災対策の促進
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	道路地下空間等の耐震化の推進、緊急交通路等の通行機能の確保、災害時の道路通行の確保
		7-4	防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	防災インフラの強化
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土・海洋の荒廃	管理化学物質等の災害予防対策
		7-6	農地等の被害による国土の荒廃	農地の復旧体制の確立
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理体制の確立、ボランティア受入体制の準備
		8-2	広域地盤沈下・液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	防潮堤、下水道施設等の老朽化・耐震化対策、下水道機能の確保、広域避難計画の検討
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財保護対策の推進、被災者支援対策の推進
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	地籍調査の周知
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市域経済等への甚大な被害	風評被害防止対策の推進、復興支援対策の推進